

淀川水系流域委員会 第3回住民参加部会（2003.4.11開催）結果概要

03.5.15 庶務作成

開催日時：2003年4月11日（金） 14:00～17:00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール

参加者数：委員12名、河川管理者17名、一般傍聴者40名

1 決定事項

- ・ 第4回住民参加部会を4月18日(金)14:00～17:00に大津市のピアザ淡海にて開催する。
- ・ 各委員は、4月15日(火)の午前中までに、()説明資料(第1稿)と、()「一般意見の聴取・反映方法について(案)」(資料3)についての意見を庶務に提出する。また、()に記載する「関係住民」の範囲(国民全体を含めるか否か)についての意見を早めに庶務に提出する。
- ・ 各委員から寄せられた意見を作業部会メンバーが検討し、「一般意見の聴取・反映方法について(案)」の修正版を次回部会に提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

住民意見の聴取・反映に関する提言についての意見交換

住民参加部会作業部会の川上リーダーより、資料3「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について(案)」をもとに、作業部会によるとりまとめ案について説明があり、その後、意見交換が行われた。

<主な話題>

- ・ 現行法で定められた範囲内で提言を行うのか、これまでにない新しい視点を含めたものとするのか、提言のスタンスについて。
- ・ サイレントマジョリティの捉え方について
- ・ 公聴会、対話集会、ワークショップ等の位置付けについて
- ・ ファシリテータや第三者機関の意義と役割、人物像について

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

資料2-1「説明資料(第1稿)検討の論点について」をもとに説明が行われ、その後、説明資料(第1稿)や整備内容シートに関して、考え方や視点に追加すべき事項、協議会や委員会等における住民参加のあり方など整備内容についての意見交換が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な意見

「住民意見の聴取・反映に関する提言」について

<問題提起>

- ・ この提言案の内容はまだ十分なものとはいえない。住民意見聴取についても、事案ごと、地域ごと、河川ごとに、さまざまなバリエーションが考えられる。試行錯誤を繰り返し、そのプロセスが住民自治へとつながることになる。行政と民間の協働、実践が不可欠である。(川上作業部会リーダー)

<提言内容の法的な枠組み、スタンスについて>

- ・ 住民参加の計画策定手続きは法的な手続きに関わる部分だが、現行法に少し上乘せした実現可能性のある手続きで行うのか、それとも現行法を超越した全く新しいことを行うのか、そのスタンスを先に議論しておく必要がある。公聴会や対話集会のあり方、ファシリテータや第三者機関の位置付けにも関わってくる。

ワーキンググループの議論では、対話集会を議論の場として位置付け、従来型の公聴会とは異質なものとしている。これは河川法に記載されている公聴会等に含まれると考えるよいか。

河川法第 16 条の 2 項では「公聴会の開催等」と記されている。提言にある対話集会を公聴会として位置付けるならば問題はないと思われるが、そうではないならば難しいかもしれない。(河川管理者)

公聴会のやりかたは、どこにも記されていない。さまざまな方法を試し、この対話集会を河川法における公聴会として位置付ければ、それを河川管理者が尊重していただけるのではないか。

河川法に従っていくのなら、全体として河川法 16 条 2「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための必要な措置」という言葉の定義づけを行うべき。また、この中には「河川管理を住民に戻すべき」と書かれているが、河川法を越えたところで切り分けを行い、30 年、40 年後の長期的な視点で入れた目指すべき方向を示せば、河川管理者にとっても取り扱いやすいものになる。

法律の枠の中で考えるべきではない。いかに法律を超えたことを実現するかという、未来に向けた動きが必要である。法律というものは多様な解釈が存在する。意思決定のプロセスが今後の法律を決めていくのであり、そこをきちんと明記しておくべきだ。この別冊提言に、そこまで期待されているとも思えない。法的に不可能であれば、河川管理者も実行できないだろう。そういう意味では、法的に可能な部分と理想を示す部分を整理したほうがよいのではないか。(部会長)

法的な枠組みについては、公聴会や河川法の「必要な措置」について位置付けができれば、問題なく整理できると認識している。委員の皆さんからも意見を頂戴した上で、文章化も可能である。(川上リーダー)

資料3の3ページの河川整備計画策定に向けてのフロー案の流れを、現状の行政手続きとして行えるかどうかについて、河川管理者にお伺いしたい。

各委員には、そのあたりのことも含めて意見をお出しいただきたい。また、河川管理者には、別冊提言は、ハウツーものをお望みなのか、この種の内容でよいのか、ご意見いただきたい。(部会長)

河川管理者の内部でも議論させていただく。(河川管理者)

- ・ 現在は、説明会、パブリックコメントなどが行われているが、法律の中で公聴会を明確に義務づけられているところはない。この提言の中で、説明会やパブリックコメントを充実させていくことが必要だろう。一方で、ワークショップという言葉がこの提言の中にはでてきていない。説明会の延長として、論点を決めて専門的な知識を誰かがきちっと説明し議論していくというワークショップは提言の中で触れておくべきであろう。その上でさらに出てくるのが公聴会である。

<対話集会の議論の対象について>

- ・ 川上リーダーに確認したい。整備計画に「検討する」と書かれているものについても議論の対象にするのか。

作業部会では、“実施”されるものについてのみ議論の対象とするという意見が多かった。これは、“検討”されるものについては“実施”に移す時点で、この方式で意見を聞いて反映できるからだ。(川上リーダー)

- ・ 河川管理者に確認したい。一度「実施」と書いたものを、議論が紛糾したため、「検討」に変えることはあり得るのか。

共通資料の1ページ目に、「随時、計画を改定し、追加・修正・中止等を行うものである」と書いている。それが全てを語っている。

<ファシリテータ、第3者機関について>

- ・ ファシリテータとかワークショップという言葉の扱いを決めてほしい。日本語にして、「調整役(ファシリテータ)」あるいは「まとめ役」としたい。

「まとめ役」ではなく「進行調整役」とすべきである

言葉の問題は、後日まとめてもよい。(部会長)

- ・ ファシリテータを「委員以外の適任者」としているが、「委員および適任者」としてもよいのではないか。
- ・ 第3者機関の設置という新しい提言をしているが、ファシリテータが第3者としてちゃんと機能すれば、屋上屋を重ねることになるのではないか。いたずらに時間をかけることなく十分に議論を尽くすことが可能で、誰もがわかりやすく、参加しやすい仕組みが重要であり、手続きが積み重なることは必ずしもプラスにはならない。そのような観点から第3者機関を議論すべき。

流域委員会で検討された原案に、さらに住民意見等を聞いて計画にするのであれば、対話集会、公聴会はファシリテータのみにすべき。意見を聞いてその判断を第3者に

任せるといふ形では対話集会は完結しないのではないか。

- ・ ファシリテータや第三者機関の条件を列挙してみるべきである。個人的な意見だが、ファシリテータの条件としては、異なった立場の意見の背景を構造的に理解できる人、かつ自分の意見を言いすぎない人、異なる立場の意見を引き出すコミュニケーション能力を持った人、社会的な大義を持って進行が出来る人、異なる立場の人から信頼を得ている人。そして第三者機関は、そのファシリテータの集団であることが構造的に重要である。

<公聴会、対話集会を行うタイミングとそれにかかる時間について>

- ・ 河川管理者が計画を策定してから、住民の意見をきくということか。
意見を聞くための公聴会は、もっと前の計画段階からやるべきだと考えている。事案によって実施期間も回数も変わってくるだろう。(川上リーダー)
- ・ 資料3の3ページで、「n回実施」となっているが、お互い一步も譲らず水掛け論になるケースなど、これが無限になる可能性がある。その意味で、最終的にまとめるというファシリテータが重要となってくる。
n回が無限になってはいけませんが、時間をかけて信頼関係を気づくことにこそ、意味があるのではないか。(部会長)

<その他>

- ・ 日本人は、サイレントマジョリティではなく多弁になる場合が多くある。多弁な中にもどろ入り込んでいくかがポイントではないか。
- ・ 資料3の4ページの「地域環境」のトップにくるべきは、「経済性、つまり食べていけること」ではないか。
- ・ 関係住民を全国民にまで広げるのは、対応上現実的でないと思われる。(河川管理者)
日本国民なら、一人の納税者として意見を言う権利があるはずである。
各委員は、このことについての意見を庶務に提出いただきたい。(部会長)
- ・ 住民参加は、住民と行政がよい関係を保つことができこそ初めて機能する。行政が情報公開や説明会を行っても、その場所が糾弾の場になり形骸化してしまうことも多い。経験上、単なる議論の場ではなしに、住民と行政の協働こそ重要だと思われる。その部分を強調すべきだ。
具体的な文書で提出いただきたい。

説明資料(第1項)に関する意見交換

<説明資料(第1稿)検討の論点への意見>

- ・ 「ダム」に、住民同士の連携や対話の作り方についての項目が必要である。
- ・ 「利水」に、渇水対策等における住民参加について記す必要がある。

<説明資料(第1稿)への意見>

- ・流域全体で対応すべき部分については、住民が関わっていくことを明記すべきである。
- ・住民参加は、信頼と安心を得るための作業であり時間をかけて行わざるをえないことを十分認識してほしい。協議会については、ただ箱を作れば良い、会議だけを作れば良いという考え方をしないようにして頂きたい。また、「環境」や「学識経験者」など、協議会を説明する言葉の定義まできちんと共有できるようにしてもらいたい。

既存の組織に住民代表を参加させるだけで、住民参加が実現できるとは思えない。協議会のあり方や、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを流域委員会で定義すべきではないか。

説明資料(第1稿)に記載されている水質管理協議会で行うべきことの中身をはっきりしたほうがよい。5番目として、「自治体間等での連携を進めるため、どのような施策を行うべきかを検討する」と明記してはどうか。

箱物も、住民の交流の場という面から必要であり、拠点づくりはやってもらいたい。また、継続的に、住民との仲介役となる人材等にも予算を割いてほしい。

どこか場所を決めるのではなく色々な所に拠点を、個人宅等も含めて既存の施設も活用しながら作っていくという発想が重要。

- ・ハードな視点だけではなく、ソフトな部分の人材育成についての視点も、是非加えてほしい。
- ・住民や子供達が行う環境調査については、データが不足しているから協力を仰ぐということだけではなく、主体的な意見形成のためにそのプロセスに参画することの大切さを認識してほしい。そのような参加を排除するのではなく、かかわることこそが大事だ。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。